

# 令和8年度 大東市立深野小学校 いじめ防止基本方針

## 【1】いじめ問題への対応方針

### (1) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権侵害事象であり、児童が自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題である。また、いじめは加害と被害の立場が入れかわったり、加害・被害という二者関係だけでなく、傍観者や観衆としてはやし立てたり面白がったりする存在などになり得るといったこともあることから、「どの子にも起こりうるものである」ことを十分認識する必要がある。

いじめ問題への対応は、全教職員が、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識の下、日常から児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立った教育活動に取り組む中でいじめの未然防止に努めるとともに、児童の些細な変化に対してもこれをキャッチできるアンテナの高さと、いじめが疑われる場合はいじめ対応チームを中心とした組織的な対応を行う等、早期発見、早期対応に取り組むことに努める。

### (2) いじめ防止等の対策のための組織

①名 称 A：子ども支援委員会 B：人権研究部 C：ケース会議  
D：いじめ対応チーム

#### ②構成員

A：学校長、教頭、通級指導(子ども支援委員長)、支援学級担任(低・中・高)、  
児生 Co、算数専科、音楽専科、理科専科、養護教諭、栄養教諭、SSW

B：低学年(1名)、中学年(1名)、高学年(1名)、支援学級担任(1名)、児生 Co

C：学校長、教頭、通級指導(子ども支援委員長)、児生 Co(人権教育担当)、  
養護教諭、SSW、当該児童関係教員、その他関係機関

D：学校長、教頭、通級指導(子ども支援委員長)、児生 Co

③役 割 ・学校いじめ防止基本方針の策定、進捗状況の確認、見直し(A子ども支援)  
・いじめの未然防止のための取組み (B人権研究部)  
・いじめの対応 (Cケース会議)  
・いじめに係る校内研修会の企画、運営 (B人権研究部)  
・いじめの認知と対応方針の決定 (Dいじめ対応チーム)

## 【2】いじめの防止等の取組み

### (1) 未然防止のための取組み

いじめがどの子どもにも起こり得ることを踏まえ、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点による学校教育活動を行うことが大切である。このため本校は以下のように取り組む。

- ①児童の豊かな心を育むため、人権教育及び、道徳教育等を通して自己の生き方を見つめ、いじめを許さない判断力と、命を重んじ、自分や他者を大切にできる人間関係力を培う。
- ②子どもたちが安心して過ごせるように集団づくりを教育活動の根幹に置き、安心してお互いの気持ちを出し合い、あたたかい声かけができる力を育む取組みを考えていく。
- ③児童一人ひとりの自己有用感を高め、自己肯定感を育む教育活動を推進する。
- ④「学び合う授業づくり」を推進し児童が主体的に学ぶ授業スタイルを確立していく中で、「自分のためにも、仲間のためにもしっかり学ぼう」という意識を育む。

### (2) 早期発見のための取組み

いじめ問題は対応が遅れ長期化する中で事案が重篤、深刻なものになることから、早期発見・早期対応が非常に重要である。日々児童生徒と接する教職員は、児童生徒の些細な変化に対しても見逃さないよう意識するとともに、いじめが疑われる場合は、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知することが必要である。いじめの早期発見のために、本校では以下のように取り組む。

- ①いじめに関するアンケートを年間3回実施する。アンケート結果により更に詳細な実態把握が必要になれば、再アンケートや個人面談等の取組みを行う。3か月が経過した後に、事象の継続・解消等について把握するために個人面談を行う。(年間計画参照)
- ②いじめに関する相談窓口を設置し、児童・保護者に周知する。(年間計画参照)
- ③いじめの未然防止、早期発見、また、いじめ事案への対応について教職員が共通理解を図るとともに、児童理解、指導、学級経営、授業力等について、個々の資質を向上させるために、教職員研修会を開催する。
- ④毎月実施する学年会や企画会、職員会議で児童生徒の状況について交流する。

### (3) いじめ事案への対処の方法

- ①いじめが疑われる事案を発見、確認した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「D いじめ対応チームに」報告をする。報告を受けたいじめ対応チームはすぐに協議を行い、早期解決に向けた方針を決定する。方針をもとに児生 Co や生徒指導担当が事案に関わり、事案の事実確認と適切な指導を進める。なお、児童への聞き取りや指導の際は、複数の教員で対応することを原則とする。また、事案の解決を図るに当たり、市教育委員会との連携の下、弁護士、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等外部人材を積極的に活用することで早期解決を図る。なお事案が確認された際は、原則として加害児童、被害児童、双方の保護者へ連絡し事案について知らせるとともに、今後の方針についても共有する。

- ②被害児童及びその保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を第一に取

り組む。児童の立場に立って丁寧に対応することから学級担任のみの対応に捉われず、児童との信頼関係に基づく教員による対処や、スクールカウンセラーの活用等も検討する。いじめ事案解消までの間、被害児童保護者との連携を密にし、再発がないか丁寧に見守る。

- ③加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を進める。いじめ行為を速やかにやめさせ、事実関係の聴取により事実関係を確認した後、加害児童保護者に協力を求めながら、自ら行いたいじめ行為を自覚し十分反省するよう指導する。
- ④いじめが起きた集団に対しては、被害児童及び保護者の心情を第一に配慮しつつ、いじめを自分の問題として捉えさせる中で二度といじめを起ささない集団となるよう指導する。
- ⑤ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるためプロバイダに対して働き掛ける等により削除する措置を講じる。
- ⑥いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、市教育委員会教育アドバイザーや四條畷警察と連携して対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、四條畷警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### (4) 重大事案への対応

いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合や、児童が相当の期間(年間30日)において学校を欠席することを余儀なくされた場合は、速やかに市教育委員会に報告を行う。

市教育委員会の指導助言の下、事実関係の調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、調査の実施等により確認した事実関係についていじめを受けた児童及びその保護者に適切に説明する。

#### (5) いじめの解消について

いじめについては、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。少なくとも以下の2つの条件を満たしていることをめやすとする。

- ①いじめに係る行為が止んで、少なくとも3か月を経過していること。
- ②被害児童の心身の苦痛が解消していること。

学校は、被害児童の安全・安心の確保に全力を注ぎ、被害児童及びその保護者との面談を重ねる中で、心身の苦痛の解消を確認するものとする。

以上2点について、いじめ事案解決から3か月をめやすに児童に直接確認する。その際、どちらか一方もしくは両方において条件を満たしていない場合は、「Dいじめ対応チーム」により再度協議をして方針を決定する。決定した方針に沿って①②の両方の条件を満たすまで指導および見守りを続ける。

### 【3】方針等の見直し

本方針に示す内容が学校の実情に即し十分に機能しているか否かについて検証することにより、必要に応じ学校基本方針の見直しを図る。

### 【4】年間計画

	各学年の取組み	学校全体
1学期	<ul style="list-style-type: none"><li>・家庭訪問（保護者）</li><li>・生活実態調査アンケート</li><li>・いじめアンケート （6月中旬）</li><li>・気になる児童との面談 解決から3か月の解消確認</li><li>・学期末懇談（保護者）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校いじめ防止基本方針、年間計画の確認</li><li>・学校HPにより相談窓口を周知</li><li>・「学校いじめ防止基本方針」のHP更新</li><li>・毎月、子ども支援委員会を行い、児童の様子を共有する。</li><li>・市教委主催いじめ担当者連絡会への参加</li><li>・週1回、共有会議を行い、気になる児童の様子を共有する。</li></ul>
夏季休業	<ul style="list-style-type: none"><li>・必要に応じて児童へアプローチを行う。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・夏季研修会（中学校校区合同研修）</li><li>・進捗状況確認</li></ul>
2学期	<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめアンケート （11月中旬）</li><li>・気になる児童との面談 解決から3か月の解消確認</li><li>・生活実態調査アンケート</li><li>・学期末懇談（保護者）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・毎月、子ども支援委員会を行い、児童の様子を共有する。</li><li>・市教委主催いじめ担当者連絡会への参加</li><li>・週1回、共有会議を行い、気になる児童の様子を共有する。</li></ul>
冬季休業	<ul style="list-style-type: none"><li>・必要に応じて児童へアプローチを行う。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・進捗状況確認</li></ul>
3学期	<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめアンケート （2月中旬）</li><li>・学校教育診断アンケート</li><li>・気になる児童との面談 解決から3か月の解消確認</li><li>・生活実態調査アンケート</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・毎月、子ども支援委員会を行い、児童の様子を共有する。</li><li>・週1回、共有会議を行い、気になる児童の様子を共有する。</li><li>・市教委主催いじめ担当者連絡会への参加</li><li>・学校いじめ防止基本方針等見直し</li></ul>
春季休業	<ul style="list-style-type: none"><li>・必要に応じて児童へアプローチを行う。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・進捗状況確認</li></ul>

（令和8年4月改訂）